

日野町議会第6回定例会会議録

令和6年9月27日（第5日）

開会 9時20分

閉会 11時17分

1. 出席議員（14名）

1番	錦戸由佳	8番	山本秀喜
2番	福永晃仁	9番	高橋源三郎
3番	谷口智哉	10番	加藤和幸
4番	松田洋子	11番	後藤勇樹
5番	柚木記久雄	12番	中西佳子
6番	川東昭男	13番	西澤正治
7番	野矢貴之	14番	杉浦和人

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町長	堀江和博	副町長	安田尚司
教育長	安田寛次	政策監	河野隆浩
総務主監	吉澤利夫	厚生主監	吉澤増穂
産業建設主監	柴田和英	教育次長	正木博之
税務課長	吉澤幸司	企画振興課長	小島勝
交通環境政策課長	大西敏幸	住民課長	杉村光司
福祉保健課長	福田文彦	福祉保健課地域共生担当課長	芝雅宏
子ども支援課長	森弘一郎	農林課長	吉村俊哲
建設計画課長	杉本伸一	上下水道課長	嶋村和典
会計管理者	三浦美奈	学校教育課不登校対応担当課長	赤尾宗一
生涯学習課長	加納治夫	総務課主席参事	岡本昭彦

4. 事務のため出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	園城久志	議会事務局書記	藤澤絵里菜
総務課主査	星田拓臣		

## 5. 議事日程

- 日程第 1 議第56号から議第61号まで（日野町空家等の適切な管理に関する条例の制定についてほか5件）について  
〔委員長報告・質疑・討論・採決〕
- 〃 2 議員派遣について
- 〃 3 委員会の閉会中の継続審査・調査について

## 会議の概要

－開会 9時20分－

**議長（杉浦和人君）** 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。  
一同礼。

－起立・礼－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

日程第1 議第56号から議第61号まで（日野町空家等の適切な管理に関する条例の制定についてほか5件）を一括議題とし、各委員長より審査結果の報告を求めます。

総務常任委員長 8番、山本秀喜君。

**8番（山本秀喜君）** おはようございます。

それでは、私からは、令和6年第6回定例会における総務常任委員会の委員長報告をしていきます。

今回の定例会においては、本委員会に付託された案件は1件でございましたので、調査研究を2件と協議事項を1件を追加し進めてまいりました。

本委員会は、9月18日午前8時55分から始め、委員長、町長の挨拶の後、1件の付託案件の審議に入りました。

議会の出席者は、委員長の私、山本および福永副委員長、以下、委員6名が出席、執行側からは、町長、副町長、政策監、総務主監、税務課長をはじめ、関係各課の職員の出席の下、行いました。

付託案件は、議第57号、日野町税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

この税条例の一部を改正する条例は、公益信託制度の見直しに伴い、所得税の寄附金税額控除の対象を、公益信託の信託事務に関連する寄附金に改めるため、所得税法が改正され、これに伴い、引用条文の整理を行うものなどです。

既に説明を受けていることから質疑を求めましたが、質疑はなく、討論に入り、討論もなく、採決を行った結果、全員賛成により、可決すべきものと決しました。続いて調査研究に入りました。

執行側からは、教育長、副町長をはじめ、関係各課主監・課長のほか、各課の職員の方々の出席の下、行わせていただきました。

1つ目は、日野町のスポーツ振興、国スポ・障スポ開催の課題に対する改善状況についてでございます。

事前に課題をまとめ上げ、それらについて改善状況などを報告してもらい、意見

交換をしていくといった形式を取りました。

まずはスポーツの振興についてです。

日野町スポーツ協会の皆さんと意見交換会を行った際に出てきた課題や、3月定例会での一般質問から出てきた課題について、進捗状況を確認していきました。その改善項目は、大谷公園体育館の施設整備や運営のことについて、大谷公園体育館の管理面について、プールが解体されたことについて、町のシンボルスポーツの振興、スポーツ天国の日の開催、みんなのスポーツ広場の開催、国スポ・障スポなどについてを挙げ、このことについて回答していただきました。

その後の自由討議では、委員からは、大谷公園の街灯の整備状況、大谷体育館のトレーニングルームの設備の老朽化について、スポーツ天国の日の来場者減少やスポーツ功労者の表彰について、大谷公園体育館の暑さ対策としてのドライミストや冷房設備設置について、大谷公園プールがなくなったことにより、水泳される方への補助制度のこと、大谷公園の駐車場看板が見にくいこと、すぐに満車になること、区画線や安全対策などについて、活発な意見交換を行いました。

続いて、国スポ・障スポ開催の課題に対する改善状況につきましては、6月の総務常任委員会や6月定例会での一般質問から課題をまとめ上げて、これらについても進捗状況を報告してもらい、確認をしていくことにしました。

改善確認項目としては、大谷野球場の施設整備について、国スポリハーサル大会の準備について、軟式野球を盛り上げる工夫、大会時の観覧席、報道関係者の仮設施設、スポーツふれあいエリアのことなどを挙げ、回答をしてもらいました。

この後の自由討議では、日野らしさ、日野町全体で来場される方をお迎えすることについて、その宿泊施設について、また、情報発信の重要性や議会として何ができるかについて、国スポ・障スポのリハーサル大会と各公民館の文化祭の日が重なったための相互誘客、大谷公園で野球をすることによる大谷翔平選手へのアプローチなどについて、活発な意見交換を行いました。

2点目は、令和6年度のデジタル田園都市国家構想交付金事業で、500万以上の施策から抽出し、進捗状況を確認していきました。

抽出した施策は、「DX（デジタルトランスフォーメーション）」と「グリーン」「官民共創」で築くポストコロナ時代の地方都市「近江日野商人」ふるさとプロジェクト、わたむき自動車プロジェクトの推進事業で、移動ニーズ等を踏まえた地域公共交通再編検討で1,700万、AIオンデマンド交通チョイソコひのの実証実験運行で2,000万円、町内周遊促進アプリのブラッシュアップで500万円、デジタル実装タイプ、町内周遊、魅力再発見等のための古地図のオープンデータ化として古地図の電子化をすることで782万8,000円、以上の4点の確認をしていきました。

委員からは、令和7年度から東西桜谷地区にも運行拡大されるチョイソコひのの

停留所の選定について、また、古地図の電子化について、デジタル田園都市国家構想交付金事業を活用したマイナンバーカードの取組について、町内周遊促進アプリのブラッシュアップとモビリティウィーク&カーフリーデーなどについて意見が出され、執行側と共有いたしました。

11時15分に終了、執行部退席、休憩後、協議事項として、住民の皆さんとの意見交換会、これからの取組についてを議題とし、委員間で意見交換を行いました結果、成人の集いの実行委員の方と意見交換会を実施していくことと、総務常任委員会の管轄で教育もあるため、教育委員の方との意見交換会の場を設ける方向で調整していくことを申し合わせいたしました。

最後、その他の事項では、国スポ・障スポに関して、議会として何かできることはないかとの意見が出され、議会としても、デジタルサイネージの動画のように、議会に議員が集まって、国スポ・障スポを応援していますとしたPR映像の発信にも取り組めたらいいなど、そんな意見が出て取り組むこととさせていただきました。

以上、調査研究での活発な意見交換、協議事項での委員間討議を終え、11時45分に閉会いたしました。

以上で、令和6年第6回日野町議会定例会における総務常任委員会の委員長報告といたします。

**議長（杉浦和人君）** 次に、産業建設常任委員長 10番、加藤和幸君。

**10番（加藤和幸君）** それでは、令和6年第6回日野町議会定例会、産業建設常任委員会の委員長報告を行います。

本委員会は、9月18日午後1時55分から委員会室において行われ、議会側は委員全員とオブザーバーとして杉浦議長が参加、執行側より、堀江町長、安田副町長、吉澤総務主監、柴田産業建設主監、吉村農林課長、杉本建設計画課長、小森建設計画課参事、種村農林課長補佐、西沢商工観光課長補佐、吉田農林課主任が出席されました。傍聴者は1名でした。

町長、議長の挨拶に続き、本委員会に付託された議第56号、日野町空き家等の適切な管理に関する条例の制定についてを議題として質疑を行い、その後、討論、採決を行いました。

議案の説明は先の議員全員協議会で受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

委員より、これまで町民の不安の声を受け、特別委員会で議論して、やっと条例ができありがたい。6条3項に、緊急安全措置を講じたときは所有者等から要した費用を徴収することができる」とあるが、この表現の真意は何かという問いがあり、当局より、平成30年9月末現在で559の自治体で空き家に関する条例を制定、うち88パーセントに費用徴収の条文があるので、それらを参考にした。しかしながら、

6条1項にあるように、必要かつ最小限度の措置、つまり、お金のかからない範囲を想定している。この費用は非強制徴収公債権となり、金額等が定まっておらず、民法により相手方に徴収するもので、実際にはかなり難しい徴収と考えられ、日常業務の中では費用が発生しない範囲の対応を想定しているとの回答がありました。

これに対して、費用がかからない範囲ということは、職員の人件費は想定していないのか、また、データから6年ほど経過しているが、この間、トラブルが起きた自治体の事例はあるかと再質問があり、当局の回答は、通常のパトロールの範囲で行うもので、人件費は想定していない。また、8条において、必要な事項は規則で定めるとしており、詳細は今後になる。措置の具体例として、危険を知らせる看板や防御シートの設置、飛散物の撤去などを定めていく予定である。近隣市町のトラブルについては、国交省資料に費用徴収の市町の事例があり確認をしている。国交省のガイドラインには、この法を超えた条例制定については特に慎重な検討が必要としながらも、措置を否定していないので、十分合法的措置と考えているとのことでした。

他の委員より、2条2項と3条、所有者とその責務について、所有者が単身で、相続人もない方が亡くなられた場合、どのような扱いになるのかとの問いがあり、これに対して、所有者死亡の場合は町で相続人調べを行い、場合によっては、10条の規定により、納税義務者や管理人等も調査する。相続人や管理する人が全くいなくても、すぐに国に帰属するわけではない。被害を受けている利害関係者により、相続財産清算人を立てて訴えを起こす事例もあるが、非常に難しい状況になると考えるとの回答でした。

また、別の委員より、本条例を執行していく上での整理として、5条、町民の役割で町の対策に協力するよう努めるとあるが、具体的にどういうことか。この条例に該当する空き家は、特定空家とか、それに準ずるものを建設計画課が把握していて、巡回パトロールで把握をするのか。住民が地域の見守りで地域の危険箇所を把握し、町に連絡するのか。どのように想定しているか。また、先ほど規則で定めるとあったが、それもこの場で議論すればよいのではないかなどの問いに対して、当局より、住民の通報については特措法施行規則3条に規定しており、重複するのを避けた。緊急安全措置の把握に関しては、行政が巡回中に把握も、住民の連絡を受けて把握も、2つとも該当する。その上で、台風や集中豪雨などが、当町に影響があると判断される場合を想定している。石原の火災物件については、台風接近で物が飛散する可能性があったため、災害対策基本法に基づき町の判断で撤去したという形になるとのことでした。

ほかに質疑はなく、反対討論もなく、採決に移り、議第56号、日野町空家等の適切な管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決ままし

た。

町長挨拶を受けて、午後2時27分、付託案件の審議を終え、休憩に入りました。

午後2時35分再開し、調査研究を行いました。テーマは、日野町の特産品について、その歴史、特色、現状と将来展望などについて、担当の柴田産業建設主監より概括的な問題提起の後、西沢商工観光課長補佐、吉田農林課主任より資料に基づいてそれぞれ説明を受けた後、自由討議に入りました。

委員より、全面に日野菜が描かれた、ラッピングされた大型バスが止まっていたが、あれは何かとの問いがあり、当局より、福祉バスとして運行しており、日野菜のG I 認証をきっかけに、福祉の担当者と相談し、このデザインを練ったものであり、世界に誇る地域ブランドとしてPRしている。福祉バスは県内のみの運行であるが、認知度が高まってほしいとの回答がありました。

別の委員より、北山茶の生産者は現在お一人であり、後継者の育成が課題と聞いている。現状はどうかとの問いがあり、当局より、株式会社ライトライトを通じて事業承継のマッチングの取組を進めている。今年春の一番茶の刈り取り、番茶の刈り取りに従事されたが、現在は秋冬の刈り取りまでに間があるということで、奥様とお子様がおられる長野県に戻っておられると聞いているとのことでした。

別の委員より、資料のお土産カタログは今使われていないとのことだが、今後新しく作る予定はあるか。ホームページもパンフレットも同じだが、見た人の気持ちやアクションを想像して製作してほしい。この手の仕事はプロに任せたほうがよいのではないかと。紙であれウェブであれ、惹かれるキャッチコピーの1つも欲しい。見た人が能動的な行動に出たくなるものが欲しいとの指摘がありました。当局からは、これは10年ほど前に作ったものであるが、日野町は全体的に発信が上手ではないと認識している。観光にしろ子育てにしろ、町を代表する者が登場し、いい形で発信されることが必要と考えるとのことでした。

また、別の委員より、このパンフレット掲載の矢尾酒造は現在製造をやめているとのことである。気をつけるとともに発行年月日を記してほしいという意見があり、これに対しては、製造中止については町としても心配をしているが、承継が難しい部分もあり、町としてできることを考えていきたいと思っているとのことでした。

別の委員からは、日野菜がG I 認証を取得されたことによって、ビジネスモデルに与えた変化や今後の展望が聞きたいとの問いがありました。これに対しては、認証取得後は、販売促進活動として、商談会や営業活動も行い、注文も増えた。ただ、生産者の規模縮小や異常気象から、収量の確保と生産面積の確保が難しくなっている。今は生産面積の確保に注力し、今後、生産量、収量を確保できたときには、新たな展開が必要と考えている。単純に日野菜の名前を広めただけのネーミングではなく、消費者が価値を認め、この日野菜が欲しいと買って売れていくのがブランデ

イングと思う。その仕組みをどう構築するかが問われている。販路の可能性はまだまだあると思っているが、一定の収穫量が求められるので、そこが課題と捉えている。日野菜に限らず漬物の消費は減っており、違った展開が求められている。昨年、日野菜漬けコロケを学校給食に出したら、漬物は食べられなかったけれどコロケなら食べられると好評であり、生産された日野菜ができるだけ買い上げられ、商品になって出ていくといった循環が必要と考えているとのことでした。

G I 認証で農家所得が増えたというような直接的な変化が起きているわけではない。営業ツールとしては強力な武器として準備ができているが、いかに使うかというところで思案しているという認識かということに対して、おおむねそういうところかと思うが、一方で、G I マークは強力な武器であり、商談の場でも反応が違う。商品として手に取ってもらえる最後の決め手になりつつあると思っているとのことでした。

また、別の委員から、他市町で原種日野菜の種を使ったところでG I 認証は取れないのでやはりすばらしいが、原種組合の種を使ったとしてもJ A を通じて販売しなければ名のれないのかの問いには、J A グリーン近江が認証の生産者団体で、深山口原種組合で採取された種子を使い、日野町の圃場で生産し、J A に出荷されたものということが条件であり、G I を名のり、シールを張ることができるとのことでした。

また、別の委員からは、日野町ゴルフ協会が毎年3回のコンペのうち1回は日野菜を参加賞として配っており、好評であるとの紹介がありました。

委員長からは、特産品の現状と将来展望をどう考えるのかというところにウエートを置く必要があるのではないか。矢尾酒造や北山茶、日野椀、お菓子類でも、町としてどうなのか。それは個々のお店が考えることなのか。それでよいのか。その辺りを考えたいという問いがありました。当局の回答としては、特産品といっても、最終的には個人の努力というか、販路もあるのでなかなか手が出せないところもある。歴史があって、いわれがある。日野菜やでっちゃんなどは、日野を象徴する特産品と考えている。何社かのお菓子屋さんで作っておられるところへ公の力をどう入れるかというところが大事になってくる。お茶やお酒など、以前は生産者がたくさんおられ、特産品になってきたものが、今、承継が限られてきた。町としても、事業者と一緒に、また、皆さんのお知恵も借りて考えたいとのことでした。

杉浦議長からは、北山茶がなかなか復興しないという話だが、後継者の問題もあるし、今の状況を見たらなかなか難しいと思わざるを得ない。日野うどんのルーツを調べてその復活を試みるとか、子どもの頃は日野の各地でマツタケが取れた。マツタケが取れる山を発信するようなことも考えられる。酒造りは水がきれいなことが条件であり、佐久良川水系は水質がよく環境がいいので残してこられた。この環

境を残すことが大切と考えるし、酒造りも残してほしいとのコメントがありました。

柴田主監からは、日野町から酒蔵がなくならないようにとの思いを大切に、お店とも話をさせてもらっている。北関東の日野商人で現在酒蔵を経営されている方が、東京のここ滋賀に集まれ、そのときに、日野の現状も伝えてきた。知名度を上げながら、町の人がやっぱりすばらしいものだとの誇りを持ってもらえるよう進めたいとのことでした。

これをもって、午後4時5分、調査研究を終わり閉会しました。

以上、産業建設常任委員会委員長報告といたします。

**議長（杉浦和人君）** 次に、厚生常任委員長 7番、野矢貴之君。

**7番（野矢貴之君）** それでは、厚生常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

第6回定例会、9月定例会における厚生常任委員会の記録です。

まず、去る9月19日の午前におきまして、委員会としましては、オブザーバーに杉浦議長、それ以外は委員全員出席の下、執行側からは、町長、副町長、政策監、総務主監、厚生主監、また、福祉保健課、住民課、長寿福祉課の担当職員の出席によって開催いたしました。

内容としましては、まず、議第58号、日野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を行いました。

まず、委員からは、なぜこの提案がなされたのか、また、この条例改正により何がかわるのかという質問があり、改めて説明が行われました。いわゆるマイナンバー法改正、マイナンバー法というのは、正式には行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を改正されたことにより、健康保険証が令和6年12月2日から新規発行されず廃止となる。国民健康保険法の中には健康保険証という文言が多く含まれていることから、健康保険証がなくなるということなので、今回改正が行われ、当条例においても同じく改正を行うものであるというのが提案の内容です。また、何がかわるのかについては、国民健康保険税の滞納世帯の方は被保険者証を返還する必要があつて、代わりに、有効期限の短い短期被保険者証や、10割の窓口負担となる被保険者資格証明書というものを現在は発行している。これを、マイナ保険証を基本とする仕組みに変わることから、被保険者証自体がなくなるので、被保険者証を返還する必要がなくなるというようなことが変わるところであるという説明でした。

また、マイナ保険証にひもづけしない方の場合はどうなるのかという問いに関しては、マイナ保険証にひもづけしない場合でも、国では従来どおりの対応ができるよう付帯決議がなされ、国民健康保険法等法令に基づき、被保険者証と変わらない資格確認書を交付することになる。経過措置として資格確認書をいつまで出し続けるのかについては現在のところ未定であるという内容の説明がありました。

また、虚偽の届出という文言が条例の中にはあり、虚偽の届出とはどのようなものか、事例を教えてほしいという質問に関しては、国民健康保険の資格の取得または喪失を行う際、氏名、住所、生年月日、性別等を届けていただくことになるが、その届出時に虚偽の名前や住所等を記入されて届け出る場合のことであると。ただし、届出時には、マイナンバーカード等公的機関発行の証明書とともに、照合して資格の取得や喪失を行っているところであると。つまり、誤った情報で保険証を登録して発行することがないように窓口ではなされているので、法律と条例には虚偽の届出という文言があるが、この事象が発生しない仕組みで手続きをしているというようなことで、実際に罰則規定について適用した事例はありませんというような説明がありました。

また、次の議題としまして、議第60号、令和6年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、質疑を行いました。質疑はありませんでした。

また、次に、議第61号、令和6年度日野町介護保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行いました。こちらも質疑はありませんでした。

続いて討論に移り、討論は、反対討論、賛成討論、ともにありました。

反対討論としては、議第58号の日野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について反対討論がありました。反対討論の内容は、この条例改正は、12月2日からは今までの保険証がなくなり、マイナ保険証に変わるための改正であるとの説明であったが、マイナンバーカードの作成は任意のものであり、強制ではないはずである。そのため、マイナンバーカードを持つことを前提とした今回の改正案には反対するものであるというような反対討論がなされました。

また、そちらに対して賛成討論も行われ、賛成討論の内容は、この条例改正は国の法律改正により行われるものである。国の法律が改正したのに町の条例を改正しないのはおかしいと思う。よって賛成すると。ただし、委員がおっしゃるとおり、マイナ保険証に移行するかは任意のことであるので、個人の判断でされればよいと。マイナ保険証の移行に関しては戸惑いや誤解をされている方もおられるので、ホームページや広報、また、窓口でも丁寧な説明をすることが大切であるというような賛成討論が行われました。

こちらをもって採決を採るということになりまして、議第60号、令和6年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）および議第61号、令和6年度日野町介護保険特別会計補正予算（第1号）について先に採決を行い、こちらは起立全員により、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議第58号、日野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について採決を行い、こちらは起立多数により、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、付託されました3件の議案についての審議が終わりました。

次に、調査研究としまして、滋賀県の医療構想と日野町の医療機関の現状という  
ような形で執行側から説明を頂き、自由討議として意見交換を行いました。

主な内容としましては、医療圏について、また、その医療圏における、医療圏の  
外もそうですが、医師の偏在について、特に産科・小児科医師の確保計画について  
などを説明いただき意見交換を行いました。

そこで重要なこととしましては、適切な医療を皆さんに提供するためには、まず、  
かかりつけの医師、歯科医、薬剤師を持っていただくことが大切である。総合病院  
にいきなり飛び込むのではなく、小児救急相談電話や医療情報ネットなども利用し  
ていただきながら、適切な対処の仕方や受診する病院等のアドバイスを受けていた  
だくことも大切であると。皆様かかりつけ医を持ちましょうというようなことを説  
明いただきました。

以上をもって調査研究を終わり、委員会を閉じました。

厚生常任委員会の委員長報告は以上といたします。

**議長（杉浦和人君）** 次に、予算特別委員長 9番、高橋源三郎君。

**9番（高橋源三郎君）** それでは、令和6年第6回定例会における予算特別委員会に  
ついて委員長報告いたします。

去る9月17日午後2時27分より、第1・2委員会室におきまして予算特別委員会  
を開会しました。出席者は、議会側からは委員長はじめ委員13名全員、また、オブ  
ザーバーとして議長に出席いただきました。執行部側からは、町長、副町長、教育  
長はじめ、関係する主監、次長、課長、館長、参事、課長補佐、専門員、主任の出  
席がありました。また、議会事務局からは園城局長の出席を頂きました。

はじめに町長より挨拶を頂き、その後、委員会に付託された案件について審査に  
入りました。

議第59号、令和6年度日野町一般会計補正予算（第5号）を議題として審査に入  
りました。審査は、特定財源を除いた歳入と歳出に入り、議会費、総務費、民生費、  
土木費、消防費、教育費について行いました。第1条の歳入歳出の予算補正のうち、  
歳入の一般財源については議員全員協議会で説明を受けていたので、歳出から入り、  
第1款・議会費から第10款の教育費まで、およびこれらに伴う特定財源について、  
担当課長に説明を求め、各課長より、今回の補正に係る説明を受けました。

担当課長の説明後、質疑に入りました。質疑では、委員より、歳入の第16款で、  
県支出金、教育支援体制整備事業費補助金74万円の内容について質問がありました。  
これに対して学校教育課専門員より、教育支援体制整備事業費74万円は、主に中  
学校の別室登校の無線LANの工事費に充てるとの説明があり、教育次長より補足説  
明として、この74万円の歳入については、今年度は中学校に、別室登校対応の教員

を追加で配置しており、その人件費として県の補助金74万円が交付されるものとの説明がありました。特定財源として計上されるとの説明でした。

また、同委員より、歳出の消防費の消防団運営事業で、消防団の全国大会出場について一般財源396万7,000円を支出するとあるが、滋賀県代表なので、県から補助金とか、あるいは激励金等の歳入があるのかとの質問に対して、総務課主席参事より、今把握しているのは、県の消防協会から激励金があるのと、また、知事から激励金を頂く予定だということです。それ以外には、東近江団長連絡協議会と消防団のOBから寄附が募られているので、それらの経費が基本的に応援等に使われるため、町の歳入には入っていないということです。あくまで出場する32名の必要経費のみを支出予算として計上しているとの説明がありました。

また、別の委員より、歳出の総務費、交通安全対策費、鉄道対策事業について説明を受けたが、近江鉄道は上下分離方式なので、駅や駅周辺は自治体で管理する必要があるのは分かるけども、鉄道利用者の駐車場が不足しているから今回整備するのか、あるいはイベント使用も考えているのかとの質問に対し、交通環境政策課参事より、平日の午前7時半から7時40分頃までは、高校生が電車を利用する際に、駅前のロータリーがかなり混雑すると。また、バスが転回できないために、混雑の緩和による利便性の向上に向けて、今回の整備をすると考えているとの説明でした。

また、同委員より西明寺安部居線について質問があり、第1工区の最終地点、賀川神社前の舗装部分にくぼみがあって、水がたまっているから、一度修繕したと記憶しているが、それでも最近まだ集中豪雨があったときに水たまりができる。最終工事において修繕されるのかとの問いに対して、建設計画課長より、水たまり箇所についての工事については、旧の県道が町に移管される予定になっており、移管工事の中で併せて行うこととなっている。第1期工事は終わっているので、第2期工事で今後発注をしていく予定であるとの答弁でした。

また、委員より、教育費、体育振興費、国民スポーツ大会運営事業で、485万円が機運醸成も含めて計上されているが、具体的に何をするのかとの質問に対して、生涯学習課主任より、1点目に、デジタルサイネージという屋内看板のようなものがある、これを使用し、日野町で一番多くの方が集まるフレンドタウン日野店で流す取組の準備を進めていると。内容は、なるべく町内の子ども、事業者の方が登場いただく形で準備を進めている。そのほか、横断幕の設置とか看板の作成なども考えているとの答弁でございました。

次に、別の委員より、小学校の管理運営事業について、当初予算に上げていた必佐小学校の耐久度調査費を全部削除という補正はなぜ行うのかという質問と、もう1つは、教育委員が去年現地確認をし、議論を踏まえて当初に予算計上を行ったと思うが、減額することについて、教育委員はどのような意見を持っておられるのか

という質問に対して、教育次長より、今年度に入り、建築士の資格を持った会計年度任用職員と協議した際、必佐小学校の耐震強度や大規模改修などの経過を踏まえ、数値が出にくいのではないかとの意見が出たということから、設計事務所にもお越しいただいて議論を行ったと。その際、必佐小学校は躯体がしっかりしており、県内の他市町の学校のように数値が出にくいのではないかという結論に至ったために、今年度に入り、県教育委員会とも相談する中で、長寿命化による大規模改修は十分要件を満たせるが、改築の基準を満たそうと思うと全国的にもかなり厳しい状況であるということが分かったという報告がありました。耐力度調査は、改築しようとする際には必須の調査であることから、今回一般財源が800万円と多額となる中、見送りという結果に至ったということでございます。昨年度の経過報告や教育委員の中から、校舎全体を見る中で、雨漏りや壁の崩落など、様々な面で校舎の老朽化が進んでいる点については意見が出ていましたけども、その中で、早い時期に必佐小学校の校舎の改修についてご意見いただいたということで、長寿命化による大規模改修となった場合は、部分的な修繕を行うのではなくて、ほぼ躯体だけを残して大規模な改修になると考えているとの答弁でございました。

そして、もう1つ、補正に関しての教育委員の意見はどうだったかということですが、教育委員会で諮っていただいたが、特に反対意見等はなかったという答弁でございました。

また、別の委員より、公園管理運営事業の中で、大谷公園のプール跡地の整備について、国スポでは駐車場にすると聞いているけども、区画線は引かれていない。国スポに向けてこの状態のままなのか。基本計画のときにきれいな公園にしたいとのことだったが、今後の計画があつてそのままにしているのかとの質問に対して、生涯学習課主任より、プール跡地については、国スポ時に駐車場として活用すると。今後大会に向けて区画線を引き、リハーサル大会や本大会で対応を考えていると。

この答弁に対して同委員より、駐車場として使用した後は再整備するのか、あるいはまた、そのまま駐車場として使うのかということですが、建設計画課長より、舗装して白線を引き駐車場とするのではなくて、砂利敷きにラインパウダーを引いて白線で区画をつくり、国スポに対応する計画であるとの答弁でした。

別の委員より、公園管理事業、国スポ関連、さらに生涯学習課の夏の事業について聞きたいということで、国スポは秋に実施だが、夏の野球場使用も毎年あると思うので、暑さ対策についてもしてほしいということで、当事者の今後の計画のイメージは、暑い時期に練習試合となるが、もう少し暑さ対策ができないのかということ、それと、特にベンチについて要望を聞いていたが、その声は届いているのか、また、その対策はできているのかとの質問に対して、建設計画課主任より、ベンチについては、昨年様々な意見を聞いたことから、キュービクルの改修に合わせて、

ダッグアウトの中にコンセントを設け扇風機を使用できるように改修したとの答弁でした。また、同委員より、扇風機は持込みか常設かとの質問に、建設計画課主任より、扇風機は取り外しができるものを考えていると。屋外となるので長時間の設置は問題となる。専門業者の意見も踏まえて本部席等に保管し、使用時に運んで設置する方法を考えているとのことでした。

また、別の委員から、交通安全対策、鉄道対策事業で、日野駅近くの247平米余りの土地に9台から10台ほどの駐車スペースをつくるということで、朝の時間帯の混雑緩和をも加味しているという説明があったが、そうした自動車の乗降スペースも同時に設けるのかとの問いに、交通環境政策課参事より、乗降スペースは現在検討していない。駐車場のみ考えている。今後、境界確認や測量を踏まえ検討できればと考えているとの答弁でした。

また、同委員より、国スポについて、野球場の改善は全て完了しているが、万全な体制でプレ大会に臨めるのか。また、大会直前まで一般使用が行われるのか、あるいは二、三週間前には一般使用を禁止して整備を行うのか。どのようなプレ大会に備えるのかとの問いに対して、建設計画課主任より、野球場の修繕工事については、一部修繕が必要な箇所があり、現在発注を行っており、大会までに完了したいと考えていると。大会前の整備については、一般使用を停止して、2週間ほどで大会に向けた整備を考えているとの答弁でした。

また、同委員より、プレ大会まで時間が限られる中、大谷野球場の補修はいつ行われるのかとの問いに対し、建設計画課主任より、大谷公園野球場の修繕工事は発注済みであり、工期は10月31日までとしているとの答弁でした。

また、別の委員より、小学校の運動会の練習が炎天下に行われている状況に対し心配の意見が住民から寄せられている。運動会の開催時期の変更など、何か対策は考えているのか。また、小学生の水分補給対策はどうなっているのかとの質問に対して、教育次長より、グラウンドのテントの設営数を増やしたり、体育館で実施するなどの工夫や配慮をすると。また、水分補給については、水分補給の時間を小まめ取るなど、適切な指導に心がけている。また、開催時期の検討については、教育委員会でも学校の意見を踏まえて考慮したいということです。また、南比都佐小学校では、少し遅く10月に実施するなど、学校によって工夫しているところもあるということでした。また、水分補給については、以前はペットボトルの水を用意したが、学校と調整し、必要であれば予算を確保して対応していきたいとのことでした。

また、次に、別の委員から、敬老会に出席したときに、体育館の中が非常に暑かった。原因は、高所にある天窓が開けられず、換気ができていないためと聞いたが、修繕等の予定はあるのかとの質問に、教育次長より、学校施設の修繕が必要な箇所

は数多くあり、順次予算化して対応している。再度学校現場と確認し、今年度対応可能なものであれば修繕を行い、高額なものであれば、次年度の当初予算を計上する中で優先順位を決めて対応していきたいとの回答でした。

また、副委員長より、教育費の体育振興費、国民スポーツ大会運営事業に関して、担当課では来年の本大会の成功のイメージを持っているのか。また、議員も様々な機運醸成に協力しているが、大会当日に町外から来訪した選手や関係者が、日野町で試合をしたという意識が薄く、町民も大会の認識が薄く盛り上がり欠けるのではないかとということで、町民全体が大会当日の成功のイメージを共有できるように一丸となって大会を盛り上げる必要があるのではないかと問いかけに対して、生涯学習課主任より、日野町で行われる軟式野球の大会を適切に運営するのは当然だけれども、大会を1つの契機として、町内の子どもたちがいろいろな夢を感じられる、あるいは考えるきっかけになればと思う。また、町民についても、いろいろなスポーツに触れられるよう、スポーツ文化の普及を図っていくことを目的に取組を進めていると。具体的な取組例としては、今後、小学校に、東近江などで活動されている野球チームメンバーを招聘して、子どもが野球のボールの扱い方やバットの振り方などの指導を受けることで、野球に触れ、さらにスポーツに触れるきっかけづくりをしていただくとの回答でした。

以上で質疑は終了し、討論に入りました。討論はなく、採決に入りました。採決では、起立全員で、議第59号、令和6年度日野町一般会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決すべきものと決しました。

町長挨拶の後、午後4時34分に予算特別委員会を閉会しました。

以上で予算特別委員会の報告といたします。

**議長（杉浦和人君）** 続いて、諸般の報告を行います。

議会広報常任委員長 9番、高橋源三郎君。

**9番（高橋源三郎君）** それでは、令和6年第6回9月議会定例会における議会広報常任委員会について報告いたします。

去る9月9日午前9時より、第1委員会室において議会広報常任委員会を開会しました。出席委員は7名全員でした。事務局からは園城局長と藤澤広報担当職員に出席いただきました。

なお、オブザーバーとしていつも出席いただいている杉浦議長におかれましては、所用のため欠席とされました。

委員長挨拶の後、議会だより第29号の発行にあたり、掲載記事の内容について協議をいたしました。今回も全24ページを使って記事を掲載することとなりました。

前回は、6月定例会の第28号については、少年少女ミニスポーツ教室をテーマとして掲載しましたが、今回、第29号については、少年少女カルチャー教室について、

8つの団体の写真を掲載することとなりました。そして、2ページ目と3ページ目の前半については、前回の続きとして、これも少年少女カルチャー教室の代表者の顔写真を載せ、そして、その代表者の今後の抱負について語ってもらって、その内容を掲載することとなりました。

次に、3ページの後半から4ページまでは、今議会に提出された議案と結果について、また、5ページから7ページまでは、各委員会の委員長報告を掲載することとなりました。

8ページから21ページまでは、通常どおり各議員の一般質問と答弁を載せ、要点を絞って1人1ページとして掲載することとなりました。

次に、22ページですけども、7月から9月までの議員の動きについて掲載し、23ページには、今年の夏、県の消防ポンプ操法訓練大会で見事優勝された日野町消防団の記事を3分の1ページにまとめて載せることになりました。その下には議長コラムと編集後記を載せます。

最後に、裏表紙に当たる24ページですけども、老人会と議会議員との意見交換会の様子について載せ、3分の1ページを写真入りで載せることにしました。

あと、残りについては、通年議会に関する議員の勉強会と、蒲生郡議長会での議員研修会の様子について掲載することとなりました。

これら各記事については、担当委員を決めるとともに、29号の発行は令和6年11月15日とすることで確認しました。

最後に、議会広報常任委員会は議会閉会後も継続開催することについて委員全員の承認を頂き、次回の委員会は10月1日午前9時からと決まりました。

また、委員会の報告は委員長の責任において行うことについて異議なしとの承認を得、委員長挨拶の後、午前10時37分に委員会を閉会しました。

以上、令和6年第6回定例会における議会広報常任委員会の報告とさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 次に、空家対策特別委員長 11番、後藤勇樹君。

**11番（後藤勇樹君）** それでは、令和6年日野町議会第6回定例会におきます空家対策特別委員会の委員長報告を行います。

同委員会は、令和6年9月19日13時54分に第1・第2委員会室にて開会をいたしました。議会側からは、委員長の私、後藤、副委員長の川東委員をはじめ委員全員と、オブザーバーである杉浦議長が出席、事務局からは園城議会事務局長、執行側からは、堀江町長、安田副町長、河野政策監、吉澤総務主監、柴田産業建設主監、小島企画振興課長、杉本建設計画課長、小森建設計画課参事、吉村企画振興課主任が出席いたしました。

また、今回の委員会では、滋賀県の空家対策について調査研究を行うため、滋賀

県土木交通部住宅課より、田内徹企画係長、同課の原孝文主任主事にも出席を頂きました。

委員長、町長、議長の挨拶に続き、まず、日野町空家等の適切な管理に関する条例についてを議題にし、建設計画課に同条例の内容説明を求めました。

なお、この条例は、制定に向け、空家対策特別委員会で昨年度から検討してきており、また、前日の産業建設常任委員会にて既に可決すべきものと決しておりますので、ここでは協議や採決を行わず、担当者から説明のみを求めました。

建設計画課参事より、本条例では、特に第6条、緊急安全措置を規定し、空家等が原因で重大な被害が及ぶことを回避するために緊急の必要があると認めるときは、必要かつ最小限の措置を講ずることができると規定されていることにより、今まで災害対策基本法もしくは道路法の規定の解釈により問題解決を行ってきたものが、当条例の制定で空家等の対象が一目瞭然となり、住民の方が目に見えて安全を確認し、安心して生活していただけることとなると考えているとの発言がございました。

続いて、空家の利活用における、県、町、民間の連携についてを議題とし、調査研究に入りました。

委員長より、一口に空家対策といっても、危険な空家を除却すること、人に住んでいただくこと、お店をすることなど多岐にわたるが、これらの許認可の多くは県の所管となっている。そうしたこともあり、今日は滋賀県住宅課より講師をお呼びしている。ただし、住宅課の方なので、空家バンクそのものや移住政策については対応範囲ではないことをご了承いただきたい。講演の後、質疑応答を行うこととする。

県住宅課、田内係長より、住宅課の仕事に就いて今年で2年目になる。今年から日野町職員の原さんが県へ派遣され、今日も同席しているが、一緒に空家対策に取り組んでいる。本日のテーマは、滋賀県の空家対策についてということで、移住、定住という側面もあるが、そちらは市町振興課が担当しているので、本日は空家対策について説明させていただくとの発言がございました。

その後、講演に入り、県内の空家の状況、県の取組、県内各市町の取組、他府県における事例などの説明があり、県内では、世帯数は令和12年をピークに減少に転じると予測されていること、65歳以上の単独世帯が令和2年と比較して令和22年には1.5倍に増加する見込みであることなどの説明がございました。また、平成20年から30年の10年間で世帯数が5万世帯ほど増え、住宅総数が5万8,000戸ほど増えている状況で、住宅過多状態が進行しており、令和5年の数値では、住宅数が5年間で4万戸増え66万ほどになり、住宅数は世帯数の推移を超えているとの説明もございました。

空家数、空家率については、平成10年から令和5年までの25年間で、空家数が1.5倍に、具体的には5万戸が8万1,000戸へ増加しており、空家率は10パーセントから10パーセント超で推移している。これは、住宅の全体数が県の南部を中心に今も増えているためと分析しているとのことでした。

また、県全体の住宅数のボリュームが66万戸であるのに対し、空家が8万1,000戸もあり、そのうち、売買の予定や活用するつもりもなく放置されている、居住目的のない空家が4万8,000戸もある。この5年間で1万ほど増えているため、増加を抑えるための対策に取り組んでいるとのことでした。

総務省の統計では、日野町の空家率は18.2パーセントで、県内で2番目に高い数値となっている。そのうち居住目的のない空家は1,100戸ほどある状況であるとご報告がありました。

滋賀県では、空家対策の方向性を大きく次の3つに分けて取り組んでいる。まず1つ目に、空家の発生予防として、啓発や情報提供、2つ目に、流通促進、利活用として、空家バンクの登録を推進、3つ目に、活用が困難な空家の解体支援として、自主的な解体の促進を財政支援や情報発信によって推進。また、地域特性に応じた空家対策をもう1つの方向性としているとのことでした。

その他、各対策の具体的な取組手法や、国補助金制度の概要、県内各市町や他府県の市町の空家活用事例なども紹介がございました。

次に、講演後の質疑応答に移りました。

委員より、空家に対し、移住目的があるかないというのはいつ誰がどの時点でどう判断をされているのか。

また、県内でも、少子高齢化など、地域によって課題が違う。それに対し県は一律で対応するのか。または、地域によってそれぞれの対応をするのか。

また、例えば独り暮らしの方が亡くなられた場合、基本的に居住目的のない空家になると思うが、そこで、親戚の人などが、いや、ここは使うといった場合には、これは居住目的があると判断するのか。

また、多賀町で業者による空家解体見積りの合同セミナーを開催したとのことだが、それから約1年半が経過し、多賀町で変化や結果につながっているものがあるのか。

また、CMなど、県も進める移住促進宣伝に対し、問合せはどの窓口にあるのか。また、移住したいという方の問合せはどこにつながるのか。

また、県作成のガイドブックは大変よくできているが、日野町内でも配布、促進してもよいのか。

また、国、県、町の補助金制度について、もう少し詳しく教えてほしい。

また、日野町では、空家バンクの登録が思うほど進んでいないが、米原市では、

空家バンクに登録すると奨励金が交付されるとのことである。奨励金を出すよりも、空家バンクの仕組みを改善して登録数を増やすことが大切なのではないかなどの質疑がございました。

これに対し、滋賀県住宅課企画係長および主任主事より、居住目的のない空家については、質問項目において、今後住む予定があるかどうか、売りに出しているか、活用する予定があるかという質問に対し、所有者が何もなく放置しているとみなされる回答をした場合に居住目的のない空家にカウントしている。仮にこの所有者が不動産屋などに相談して、実際に売りに出されれば、1つ減ることになる。

また、大津市や草津市では、空家が発生してもすぐに買手がつく。一方で、住宅地の需要がないところに空家が発生すると、それが仮に利便性が悪くなくても、次の買手がなかなかつかない、活用されないということが起こりやすい。その意味では、県下一律で空家対策を進めるのではなく、地域性を考え対策の濃淡をつけるなど、オリジナルの対策を含めていくことが必要である。

また、一概には言えないが通常は、独り暮らしの方が亡くなり、親戚の人などが、いや、ここは使うよと言われた場合には、これは居住目的があるとの判断になる。

また、多賀町での業者による空家解体見積りセミナー開催後の効果として、町に対する空家関係の問合せが増えたと聞いている。また、多賀町では予算で、空家解体への補助金の枠を何軒分か計上されているが、昨年度においては予算の満額近くまで執行されているという補助実績が報告されている。

また、動画CMについては、そこから検索すると、空家管理等相談窓口の滋賀県空家管理等基盤強化推進協議会という、建築士会や司法書士会等で組織されている協議会の電話番号に案内される。県と協議会とは協定を結び、相談窓口をお願いしており、年間数十件の相談がある。この動画の狙いは、今、現に空家を所有している人に対して関心を促すものであり、移住したいという方に対しては、県では市町振興課が担当し、市町でも推進しておられるため、そちらが窓口になる。

また、空家ガイドブックについては、兵庫県が作成され、それを滋賀県がお借りしている。県のホームページにも掲載されており、誰でもダウンロードすることができる。例えば、日野町の事業で町民の方に配布し、啓発していきたいという場合は協力する。日野町の名前で冊子を作られる場合や、県のガイドブックを、部数、いくらか必要とされる場合も、前向きにご相談に乗る。

また、県の補助金制度の既存住宅取得時のリフォーム支援というメニューが、令和6年度活用市町なしという状況だが、これは、毎年市町へ、来年度活用される予定はありますかと聞いているが、伺った結果、支援する予定はないという返答であったので、県も予算に計上をしていない。この要因として、要件が、空家バンクの登録物件に入居する子育て若年世帯が行う住宅リフォームとなっており、対象者の

幅が非常に狭いことが挙げられる。過去の多い年でも3件ぐらいであるが、たとえ1件であっても住民さんの財政支援になるので、引き続き来年以降も市町の活用予定を聞いていく。

補助金が使えるかどうかについては、国3分の1、地方公共団体3分の1、所有者3分の1となっているが、市区町村が実施する場合は、国が2分の1、市区町村が2分の1となっている。例えば3分の1ずつの場合、日野町でこのような事例をする場合については、まず、日野町でこの案件を活用する場合の補助制度を創設する必要がある。日野町で要綱を整理して所有者に補助金という形で出した場合に、3分の1ずつ負担があるということである。また、日野町が直接空き家物件を活用する場合は、所有者というのがないために、2分の1ずつの負担になる。

そのような理由から、国庫補助を使う場合は町で独自に補助金制度を創設しなければならないため、今後、日野町でどうするかを考えていただくことになる。また、補助金の財源も町で確保しなければならないとの発言がありました。

委員長より、町として空家対策補助制度をつくっていくという、来年度に向けた空家対策特別委員会の課題が1つ見えてきた感がある。質疑はまだあると思うが、この後、NPO法人日野まちつなぐ研究所さんも交えての意見交換会もあるので、そちらでも質問していただきたい。時間も押しているので、講演についての質疑応答はこの辺で切上げさせていただきたいと思うが異議はないかとの問いに、委員より異議なしとの発言がございました。

これを受け、異議なしと認め、委員長報告を私の責任において報告させていただくことを確認し、町長挨拶の後、15時30分に委員会を閉会いたしました。

以上、令和6年日野町議会第6回定例会における空家対策特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 次に、議会改革特別委員長 7番、野矢貴之君。

**7番（野矢貴之君）** それでは、第6回9月定例会、日野町議会の議会改革特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る9月20日、委員全員、議長はオブザーバーとして出席いただき、開催をいたしました。

この議会改革特別委員会におきましては、付託案件等なく、議会機能強化のために話し合い、合意し前進させるというようなテーマの下、議会改革を行う委員会です。特に、目下、成り手不足解消というものが大きな課題となっており、そちらについても慎重審議しております。大変多くの意見を頂きながら意見交換し、長時間議論しておりますが、要点を絞って報告させていただきたいと思っております。

この議会改革特別委員会では、よりスムーズに進行をしていくため、各プロジェクトチームに分けて進行をしております。

プロジェクトチームというのは、ICTプロジェクトチーム、これは、タブレット導入等、デジタルを通じて効率化を図るチーム。

また、通年議会プロジェクトチーム、議会という定例会のこの仕組み自体が、本当にこのままが適切なのかということについて議論していくチームです。

次に、待遇改善プロジェクトチームです。成り手不足解消に向けて、待遇というものが大きな課題なのではないかということについて、どのようなことができるのか、しっかりと議論し進めていくチームです。

また、広報広聴プロジェクトチームということで、住民の意見を大いに反映させていくために何ができるのか、しっかりと議論し進めていくチーム。

この4つのチームに分かれておりまして、各報告を頂きながら、それぞれ議員間討議をし、まとめていくスタイルを取っております。

まず1つ目に、ICTプロジェクトチームから報告を頂き、今回は、タブレット導入に向けて、今議会で予算提案がされており、181万7,000円という予算が計上されております。こちらについて、提案と意見交換を行い、まず、このタブレットの仕様としましては10.9インチ。こちらの理由は、A4サイズというようなものが、市場でなかなか導入がしづらい状況、半導体の品薄などの関係もあり、いつ入るかめどが立たないというようなこともあり、10.9インチ。また、今回の予算の中には、タブレットの本体、また、そこで使えるグループウェアとして、サイドブックスという、議会に特化した、議会機能向上のためのソフトウェアを検討していると。そして、さらに、タブレットのカバーにキーボードがついたものを皆で統一して導入することにより、統一感を持った形で議会運営を行うというようなことを仕様としては確認しました。

もし導入をする場合には、入札まで1か月ほどかかり、また、入札して、また納期までもうさらに2か月かかり、そうすると、1月頃の納期、また、実際に議会で使うのは3月頃であろうというような状況を確認いたしました。

この状況を踏まえ、このタブレット導入を進めていくということでよいかというのを皆に諮り、全員一致で導入を決めました。

こちらについては、ペーパー、今まで紙ベースで行われていたものが、基本的にはデジタルでも管理ができるというようなことで、調査研究における資料検索等が大幅に、業務効率化、機能強化が行われます。また、議会、また行政ともに、書類作成においても業務効率化が行え、例えば訂正箇所があっても、それぞれシール対応をしているところですが、そのような作業がなくなるようなことも行われます。

また、災害時、または危機管理対応においても、緊急でオンライン会議、または写真の共有等、非常にスムーズに行えるというようなメリットがあります。

このような業務効率化、また、機能強化をスムーズに行うためにも、ICTプロ

プロジェクトチームには、タブレット端末の導入手続だけでなく、サイドブックスの研修等まで担っていただくというような形で進めるということを決めました。

次に、通年議会プロジェクトチームからの報告を受け、意見交換を行いました。

通年議会のことにつきましては、今、年間4回、日野町議会では定例会という形で行っておりますが、年間を通じて議会を開催しているという手続を取ることで、様々なメリットがある。また、それに関しましては、滋賀県の議会が通年議会という制度を取っておりますので、滋賀県の職員の方から通年議会についてのレクチャーを受けまして、日野町議会としましては、議員全員にアンケートを取り、また、そのメリット・デメリットの意見を今回は皆で共有し、意見交換を行いました。

こちらについては、皆で十分に議員間討議を行い、合意をしながら進めていきたいというようなプロジェクトチームの意向もありまして、皆で取ったアンケート等を通年議会プロジェクトチームによってまとめ、さらに議会改革で議論していけるように進めていくというようなことを決めました。

また、通年議会プロジェクトチームを強化していくために、広報広聴プロジェクトチームに所属している谷口委員を、通年議会プロジェクトチームに兼任というような形でメンバーを増やし、強化をして進めていきます。

そして、次に、ここで議会の改革を進めていく際にどうしても、皆が活動を増やしていったら、議員の負担、または議会事務局の負担、また、行政の負担と、そういったものがあるので、同時に働き方改革もちょっと考えていくことになるよねというような議論が出ました。

そこで出た意見としましては、議会事務局の仕事が増えた場合に、そこまで対応できるのか、それを対応するにはどうしたらいいのかという議論の下、もちろん人数の問題等もあるんですが、まず大きく出たのは、監査委員事務局について、現在は議会事務局が兼ねている、そのような町村もあるんですが、日野町の場合も監査委員事務局も持っているということで、こちらを分離することによって、議会事務局が議会事務局機能をより強化して仕事に当たれるんじゃないか、このようなことを議論しました。

実際に、例えば、県または市町村の行政職員のOB職員さんを会計年度任用職員としてそのようなお仕事に当たっていただくなど、そのような方法が取れるのではないかという具体的な議論も行いましたが、実際には、このような監査委員事務局のことについては、行政側に議会から要望というような形で今後進めていきたいということで、皆で合意しました。

さて、次に、待遇改善プロジェクトチームから情報提供を頂き、意見交換を行いました。

待遇改善とは主に報酬問題であります。

現在、市町村の各地方議会におきましては、市町村と、町村の選挙における無投票になってしまうという割合が大きく分かれています。市議会と比べまして町村は、非常に多くの市町、3分の1以上の市町で無投票になるというようなことが起きております。これの一番大きな原因は報酬ではないかということを経験されておきまして、実際にこれは日野町だけの問題ではなく全国の問題であります。町村議会の議員においては、ほとんどの場合が仕事をやめ、報酬がない状態で議員になると、家族皆がそのまま暮らしていくことが非常に難しいというのが全国の町村議会議員の現状であります。市議会議員におきましては、それが暮らしていけるというほどの報酬差があります。

こちらについては町村議会議長会におきましても議論いただいております、日野町だけではなく、全国または県の町村議会議長会で要請行動について行っているということがありましたので、こちらについての情報も共有させていただきました。

議長より頂いた情報で、町村議会議長会での内容としては、全国の市議会のおおむね平均は首長の47パーセントの報酬になっているということがデータで出ております。このような状況を鑑みまして、全国町村議会議長会の会長からも、全国町村会の会長へ要請行動を手渡したというような事実を共有させていただきました。

このように、市議会の現状に合わせまして、町村議会議長会でも同じように要望を行っていくということ、私たち、この日野町議会の待遇改善プロジェクトチーム、または皆での議論としても、こちらも踏まえ議論をしていくというようなことで、皆で共有をいたしました。

なので、もしもそのような形で報酬を考えていった場合に、実際にどのような報酬になるのか、また、若手議員もしくは現役世代の議員が仕事をやめても、そのまま議員になっても暮らしていけるというようなためにはどのようなシミュレーションが取れるのか、そのようなシミュレーションを待遇改善プロジェクトチームにはつくっていただき、皆で具体的な議論をしていくというようなことを共有いたしました。

例えば、年齢別、もしくは、年金を既にもらっている人、そのような形で報酬を段階的に分けていくというようなことも1つの案として行っている町もありますので、そのようなものもシミュレーションに加えていただき、その素案をつくっていただいて論点を絞っていくというようなことを共有いたしました。

この待遇改善のプロジェクトチームには、さらに議論を活発化させ、強化させるために、広報広聴プロジェクトチームから福永副委員長を兼任していただき、さらに議論を進めていくという予定であります。

続きまして、広報広聴プロジェクトチームから情報提供いただき、意見交換を行いました。

広報広聴では、議会PR展と題しまして、全ての公民館で順番に議会PR展を行ってきました。現在は一周いたしました、日野町役場の4階に展示している状態です。ぜひ皆さんにお越しいただいた際には見ていただきたいと思います。

さて、そして次に、日野町の議会のホームページについて話題になり、もう少し使いやすくなれないかということ意見を交換を行いました。

1つは、議会のインターネット録画、今日もされておりますが、これの使い勝手であります。

今、通常のブラウザで見ますと、再生速度の変更が全くできないというところ、全てを改めて見ていくときにはすごく時間がかかったり非効率であるというようなことを踏まえ、業者に問い合わせたところ、実際には、0.5倍速、または1.5倍速、1.75倍、2倍等の変更する機能があるというようなことでしたので、一般的に、今、学びや、ユーチューブや、いろんな動画を効率よく見ていく際には、少し早送りをしてする方のほうが恐らく多いのかなという現状もありますので、そのためにその機能をつけようというような議論になりました。

初期費用としては10万円かかりますが、皆で合意をしまして、その機能をつけ、私たちがだけではなく、住民さん皆さんの使い勝手のよいホームページと動画の扱いにしていこうというようなことを決めました。

そして、また、この議会のインターネットで録画された動画であります、業者のほうで編集をされて、DVDで納品されて議会で保管されております。そのようなDVDで納品された動画に関しては、議会のほうで自由に転用可能であるという確認を取りました。それによって、ユーチューブ等に転用している議会も、うちの町ではなくてよその町では既にあります。そういった形で、より使いやすく、より見やすくより浸透しやすいものをこれからも画策できないかというようなことを皆で議論しました。もし仮にユーチューブに転用した場合、早送り等もできますし、文字起こしも非常に簡単にできるというようなこともあり、大変見やすいということもありますので、そのようなことをぜひ実装していきたいというふうに考えております。

そして、次に、さらに皆さんに親しみやすい議会のホームページにできないかということで、案としては、選挙公報というものをホームページで活用できないのかという案が出まして、そちらについて議論をいたしました。

この選挙公報については、ただし、選挙管理委員会に公職選挙法に基づいて提出したものであり、所管は選挙管理委員会であると。そして、その文書を、選挙公報、選挙に用いるもの以外に使っていないのか、またはその編集等というものは非常に公

職選挙法をしっかりと確認する必要があるというようなことがありまして、こちらについてはまた慎重に審議をしていきたいというような結論になりました。

そして、また、ホームページの見せ方についても議論を深めておりまして、今、日野町議会というもののホームページは日野町のホームページの階層の下の階層にあるというようなことで、日野町議会を検索していくのは結構大変であると。なかなかたどり着かない。そういったところを解消するために、今後、行政サイドと相談をしながら何ができるかを詰めていこうというような話になりました。

例えば、議会開催中だけでも、議会、開催していますよというようなことがホームページを見て分かるような仕組み、または、役場の正面玄関を入ったところに、現在会議中ですよとか、役場の玄関を入ったところにディスプレイが置かれており、議会の映像が流れているなど、もう少し相談しながら、うまくできる方法はあるのではないかとというようなことを、今後、共に検討していきたいということで結論をつけました。

このような形で、議会改革特別委員会はどんどん話し合っただけで結論をつけ、前進していく必要があるので、閉会中にも皆で開催しながら、もっともっと素早く議論を進めていこうというようなことも皆で合意をいたしました。

そして、これで4つのプロジェクトチームからの報告を終わり、以後は、組織団体等の意見交換会を、議会としてどういう計画になっているかということ委員会を確認いたしました。

総務常任委員会では、「二十歳のつどい」の実行委員の皆さんとの意見交換会をするということが決まっているという報告を受けました。

そして、次に、6月議会を振り返って何か意見がないかということ、意見交換をいたしました。

今回6月議会を振り返って、インターネット議会の中継のアクセスレポート、また、議会傍聴者のアンケート等の集計を改めて確認し、アクセス数としましては、現在18期ですが、時代の変化とともにだと思いますが、17期よりもインターネットを見ていただいているアクセス数はかなり増えております。ところが、議会傍聴のアンケートが少し減っているというようなこともありまして、案としては、議会中継のところからアンケートなどを取れば、もう少し意見を頂ける入り口が増えるんじゃないか、そのような案が出ました。

以上、6月を振り返ってということで、そのほか、皆で意見交換を行った内容としましては、議員、または委員会での関連質問、質問の仕方について、どのように行うのがいかに適切でスムーズな進行になるのかというようなことを、皆で意見交換を行いました。

以上をもって議会改革特別委員会を終わりました。

議会改革特別委員会の委員長報告は以上であります。

**議長（杉浦和人君）** 以上をもちまして、各委員長の報告を終わります。

これより委員長に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

11番、後藤勇樹君。

**11番（後藤勇樹君）** それでは、1点だけ質疑をさせていただきます。

今、委員長報告を皆さんにさせていただきましたが、その中で産業建設常任委員会の報告について、産業建設常任委員長にお尋ねいたします。

委員会の中で行われた質疑におきまして委員のほうから出た質疑をここで言うていただきましたけれども、その中で、町内にあります酒造会社の固有名詞が今出ておりました。しかも、そこがもうすぐおやめになる、うわさであるとか、そういうレベルに等しいことでもありますけど、そのようなことまで発言が委員会の中で出たことをそのままおっしゃいましたけれども、これは非常に問題があると思います。そのお店がこの先、本当にやめられるかどうかなんていうのは、まだ確定したことでもございませんし、この先の営業や経営にも影響するような発言であったのではないかと思います。

この点について、発言を訂正される、そういう思いは、意思はないかどうか、産業建設常任委員長にお尋ねいたします。

**議長（杉浦和人君）** 暫時休憩します。

—休憩 10時52分—

—再開 10時52分—

**議長（杉浦和人君）** 再開いたします。

後藤議員、今の質問なのですけれども、これに関しては先ほどもこちらで協議してたのですけれども、いわゆる、諸般の報告であり、委員長が見解を述べられたのではなく、委員会で調査研究されたことを述べられたんです。これが付託された案件であれば、今のお話のようになるのですけれども、付託された案件ではないということを確認しました。

暫時休憩します。

—休憩 10時53分—

—再開 10時58分—

**議長（杉浦和人君）** 再開いたします。

産業建設常任委員長 10番、加藤和幸君。

**10番（加藤和幸君）** ただいま指摘のありました産業建設常任委員長の委員長報告の中で不適切な表現がありましたので、そのことをおわびいたします。

**議長（杉浦和人君）** ほかに質疑はございませんか。

－な し－

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、加藤和幸君。

**10番（加藤和幸君）** それでは、議第58号、日野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についておよびこれを可決すべきとする厚生常任委員長の報告につきまして、反対の立場から討論をいたします。

議第58号は、現行条例の罰則についての条文で、虚偽の届出をした場合、もしくは被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合、10万円以下の過料となっているところから、被保険者証の返還を求められて云々の部分を削除するというものです。

この改正の提案理由は、本年12月2日以降、従来の紙の健康保険証は新たに発行しない、つまり、健康保険証は交付しないということを前提とするものです。

現行の制度は、国民健康保険法施行規則第6条で、市町村は、世帯主に対し、被保険者証を交付しなければならないとあります。保険税の徴収を続けるわけですから、保険証を交付するのは極めて当然のことです。

政府は、マイナンバーカードおよびマイナ保険証の取得は任意との立場であり、この間の国会質疑でも、マイナ保険証の取得がなされていない人にも、有効期限が切れる前には申請しなくても全員に資格確認書を送る、このように答弁をしていました。その有効期限についても、4年とか5年とか言われていますが、政府自身が明確に述べているわけではありません。

ところが、厚生労働省は8月30日付の官報告示で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、および関係法令の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定めるとして、国民健康保険法施行規則の一部改正を行いました。

その中で、先に挙げた施行規則第6条を、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該申請者が住所を有する市町村に提出して、その交付を申請しなければならないと、大幅に変更しました。端的に言うと、市町村は被保険者証を交付しなければならないとしていたのを、資格確認書の交付を求める被保険者が市町村に申請しなけ

ればならない、市町村は、申請があったときは資格確認書を、有効期限を定めて交付しなければならないと変更しています。

これは、国保制度の根幹を揺るがす大問題だと思います。マイナ保険証を取得していない人にも資格確認書を全員に送付するという答弁は運用であって、基本的には申請によるものとしたのです。

今回提案された条文の一部改正だけを見ても、実務的なもので大きな影響はないように見えますが、今申し上げましたように、現行健康保険証の廃止から、マイナ保険証の実質的な強制につながり、国民皆保険制度の崩壊に道を開くものがあります。

よって、本条例の改正は、実質的にマイナ保険証の強制につながることを前提としたものであるため、本条例改正には反対をするものです。

**議長（杉浦和人君）** ほかに討論はございませんか。

12番、中西佳子君。

**12番（中西佳子君）** それでは、私は委員長報告に賛成の立場で討論をさせていただきます。また、議第58号、日野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については賛成の立場とさせていただき討論をさせていただきます。

この条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の制定、公布に伴い条例を改正するもので、国のマイナンバー法等の一部の改正によるものであります。日野町のこの改正条例により、マイナンバーカードやマイナ保険証の取得等を強制するようなものではありません。今後、マイナ保険証移行にあたっては、正しい理解を得られるような、さらなる情報発信や丁寧な説明を必要と考えますが、今回の条例も、条例の一部改正は必要であるというふうに思います。

以上のような理由で私は、日野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを賛成とさせていただき、委員長報告に賛成の討論とさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** ほかに討論はございませんか。

—な し—

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

ただいま、議第58号、日野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については反対討論がございました。

お諮りいたします。ただいまの議第58号を除く、議第56号から議第57号までおよび議第59号から議第61号まで（日野町空家等の適切な管理に関する条例の制定についてほか4件）については、別に反対討論がありませんので、一括採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、一括採決いたします。

各案に対する委員長報告は、議第56号から議第57号までおよび議第59号から議第61号まで（日野町空家等の適切な管理に関する条例の制定についてほか4件）については、原案可決であります。各案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第56号から議第57号までおよび議第59号から議第61号まで（日野町空家等の適切な管理に関する条例の制定についてほか4件）については、委員長報告のとおり、原案可決と決しました。

次に、議第58号、日野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立多数－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立多数であります。よって、議第58号、日野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決すべきものと決しました。

日程第2 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元に印刷配付の議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することにいたしたいと思っております。

なお、派遣の変更および緊急を要する場合は、議長において決定いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、派遣についてはそのように決定いたしました。

派遣された議員は、派遣結果の報告を議長までお願いいたします。

日程第3 委員会の閉会中の継続審査・調査につきましてを議題といたします。

各委員長から、お手元へ印刷配付いたしました文書表のとおり、会議規則第71条の規定に基づき、閉会中の所管事務の継続審査ならびに継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査および継続調査とすることにご異議ございませんか。

－異議なし－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査ならびに継続調査とすることに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。予算特別委員会、空家対策特別委員会および議会改革特別委員会は、問題調査のため、引き続き設置いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－ 異 議 な し －

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、引き続き設置することとし、閉会中の調査をお願いいたします。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

**町長（堀江和博君）** 閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

連日の猛暑もようやく和らぎ、秋の気配が感じられるようになってきたところがあります。1月に地震が発生した能登半島におきましては、再び豪雨災害がございました。被災された皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復旧、復興となりますよう、お祈りを申し上げます。

さて、議員の皆様方には、今議会提案をいたしました案件につきまして、慎重なるご審議を賜り、決算を除く全議案、可決、ご承認を頂き、厚く御礼を申し上げます。令和5年度の各会計決算につきましては、決算特別委員会で継続審議を頂くこととなっております。引き続きよろしくをお願いいたします。

さて、9月は敬老月間でございます。現在、日野町の100歳以上の方は14名おられます。各地区で敬老会が開催され、私は、鎌掛地区、日野地区の敬老会に寄せていただいたところです。様々な余興が催され、出席された諸先輩の皆様は楽しいお時間をお過ごしになられたかと思えます。運営いただいたスタッフの皆様は心より感謝を申し上げます。

さて、町におきましては10月から11月にかけて、町内各地域において多くの行事、イベント等が催されます。町民の皆様が元気で参加されるお姿は、大変頼もしい限りでございます。

10月6日には各地区での町民運動会、13日にはスポーツ天国の日、19日には近江鉄道ガチャフェス&日野駅むすび祭が開催をされます。また、同じく19日、20日両日では、秋のさじき窓アートとHINO BIG TIME GROOVEが予定をされております。27日には恒例の氏郷まつり“楽市楽座”やHINO DE MARKETが開催をされます。町内全域でたくさんのイベントがめじろ押しとなっております。

また、11月には、2日、3日の両日で、各地区での文化祭、そして、国スポ・障スポのリハーサル大会を開催させていただきます。9日から17日までは日野町文化

祭が予定をされております。

それぞれの事業におきまして、町民の皆様はじめ議員各位のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、本日早朝には、10月12日に宮城県で開催をされます第30回全国消防操法大会の激励会を開催させていただきました。出場される選手の皆さんはじめ団員の皆さんが力を合わせて素晴らしい操法をご披露いただけることをご祈念申し上げますところでございます。

結びになりますが、議員各位におかれましては公私ともご多用なことと存じますが、健康には十分ご留意を頂きまして、議員活動はもちろんのこと、各方面でのご活躍を心からご期待、ご祈念申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

**議長（杉浦和人君）** 去る9月2日から本日まで、提出案件の審議ならびに調査研究に当たられました議員各位のご苦勞に深く感謝を申し上げます。

さて、今年の夏は全国的にも猛暑が続き、9月に入っても残暑が続いておりますが、今週になってようやく秋の気配を感じるようになりました。

この秋は、町内各地において、スポーツ、文化、産業など、多くのイベントが予定されております。とりわけ、11月2日、3日には、来年の国民スポーツ大会リハーサル大会が位置づけられている第28回西日本軟式野球選手権大会が開催されます。

国民スポーツ大会については、特に会場となる大谷公園野球場の整備について、議会におきましても昨年度から、総務常任委員会や、何人もの議員が一般質問で取り上げられました。

開催まであと1か月余りとなりましたが、全国から来られる選手、また、関係者の方々を万全の体制でお迎えし、日野町に来てよかったな、この球場で試合ができてよかったなと思えるような大会運営ができますよう、関係各位にお願いをする次第であります。

今議会は、先の日野町議会議員再選挙におきまして当選された錦戸議員を加え、定数14名がそろって迎える初めての定例会となりました。

今後も住民の負託を受けた代表として、14人の様々な見地から、町政発展のために、また、住民福祉の向上のために、議会が一丸となって取り組んでいただきたいと思いますと思うところでございます。

議員各位におかれましても、秋のイベントは、また住民との対話の機会を持たれますとともに、健康には十分ご留意され、議員各位の活躍に精励されますことを心からお願い申し上げます。

以上をもちまして本日の会議を閉じ、令和6年日野町議会第6回定例会を閉会い

たします。

一同起立、礼。

— 起 立 ・ 礼 —

**議長（杉浦和人君）**

ご苦労さまでございました。

— 閉会 11時17分 —

地方自治法第123条の規定により署名する。

日野町議会議長 杉浦 和人

署名議員 川東 昭男

署名議員 高橋 源三郎